

集落営農かわら版

平成18年7月15日 VOL.1

大分県集落営農推進西部支部

大分県集落営農推進西部支部として活動開始

平成18年4月から県下12カ所にあった県の振興局が6カ所に再編され、日田市と玖珠町、九重町は西部振興局の管轄となりました。それに伴い、振興局毎に設置されていた各集落営農推進支部(市町、農業委員会、JA、農業共済組合、土地改良区、振興局で構成)も再編されることになり、6月28日の委員会で大分県集落営農推進西部支部が承認され、集落営農の推進を行うことになりました。

(主な活動計画)

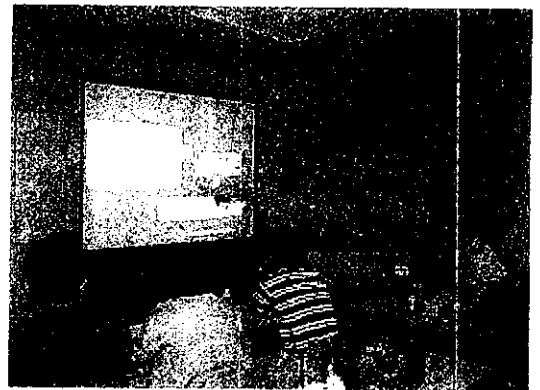
- ・ 県、地区研修会の開催
- ・ 集落営農先進事例研修の実施
- ・ 集落営農に関する情報発信
- ・ 新規集落営農組織の設立支援
- ・ 営農組織の法人化支援

集落営農推進に係る法人化研修会を開催しました

関係機関が一体的に集落営農推進に取り組むため、6月29日法人化についての研修会を開催しました。

集落営農推進西部支部の推進班員を対象にしたもので、中山間地域での法人設立事例をビデオで学習し、県研究普及課広域普及班の仲主幹普及員から「集落営農の法人化手法について」の講義を受け、法人化の必要性、具体的な進め方、課題の解決方法等、関係者の意識統一を図りました。

今後集落営農組織の法人化に向けての活動支援をすすめていきます。



「集落営農」ってなんだろう

「集落のみんなで農地の利用や農業生産のやり方を考えて、集落ぐるみで営農を行うこと」それが、集落営農です。

あなたの集落では高齢化や兼業化が進んでいませんか？
耕作放棄地が増えていませんか？

「ふるさとの農地と暮らしを守ること」それが集落営農の目的です。

集落営農のメリットは、①耕作放棄地が増えない、②生産コストが下がる、
③担い手が確保できる、④新たな農業の展開ができる・・・といった点です。

だから集落に活気が生まれます。

集落みんながそれぞれの意欲、体力、気力に応じて参加できるのも「集落営農」の魅力です。

「どうして、そうなるの?」と思ったら、是非一度、集落で「集落営農」の勉強会を開きましょう！関係機関は皆さんのやる気を応援します。

まずは大分県西部振興局(農山村振興部TEL0973-22-2585集落・水田班)

又は最寄りの市町村・農協・農業委員会・農業共済組合・土地改良区にご相談下さい。

「集落営農」の形は一つではありません。①農地の利用調整、②管理作業の共同化、

③機械共同利用型、④作業受委託型、⑤担い手集積型、⑥集落農場型・・・と、主なものだけでも6タイプもあります。

あなたの集落にあった形の「集落営農」を集落みんなの話し合いから
つくっていきましょう！

特集：管内の集落営農の取り組み

～最近設立された集落営農組織を紹介します～

伏木地区農地保全組合

日田市の伏木集落では、中山間地域等直接支払制度を有効活用するため、平成12年4月に伏木地区農地保全組合を設立し、集落のビジョンを作成しました。

具体的な目標として取り上げたのが、イノシシ、シカの鳥獣害対策のための集落全体を囲むフェンスの設置と転作作物として高単価園芸品目の導入でした。

役員会を繰り返し、まず取り組んだのが、鳥獣害防護フェンスの設置で、行政の協力を得て、全長12kmのフェンスを集落総出で作りあげました。

また、転作作物として小菊を導入し、現在約50aの作付を行っています。

平成18年4月18日、伏木地区農地保全組合にオペレーター一部会、生産部会を設置し、効率的な農業生産を目指した集落営農組織を設立しました。

今後は、地域資源の活用、コンバインなど共同利用農業機械の導入を行う予定です。



田の口営農組合

玖珠町の田の口集落では、平成18年2月に、集落の現状を把握するためアンケートを実施し、2月末から5月にかけてリーダーを中心とした学習会や集落座談会を行うなど集落営農組織設立に向けての準備を進めてきました。

集落全員を集めてアンケート結果の説明など合意形成を図りながら、このほど田の口営農組合を設立しました。

会長の石井之俊さんは、「将来的には、大型農業機械を共同購入し、農作業の受委託を目指していますが、当面は、個人所有の機械を借り上げ、オペレーターにより秋の受託作業から募集・実施する計画です。」と話していました。

地区内の5つの水路の保全管理の一元化や、種子粃、白ねぎ等の専門部会の活動や、集落内の美化活動など、いろいろな形の取り組みを営農組合で行うことでさらに地域農業の活性化を図る意気込みが感じられました。



振興局に集落営農専門部署『集落・水田班』が設置されました！！

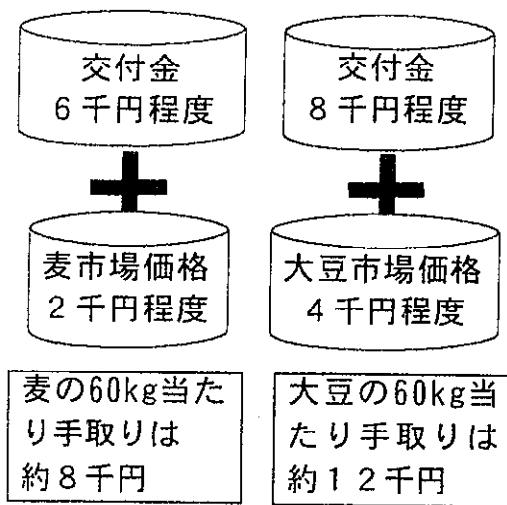
組織名	主な業務	連絡先
大分県西部振興局 農山村振興部集落・水田班	・集落営農の推進に関すること ・普通作物（米・麦・大豆）の生産技術に関すること	電話：0973-22-2585 FAX：0973-23-2219

集落営農や水田農業に関する悩み、課題、不安等があればお気軽にご相談ください。

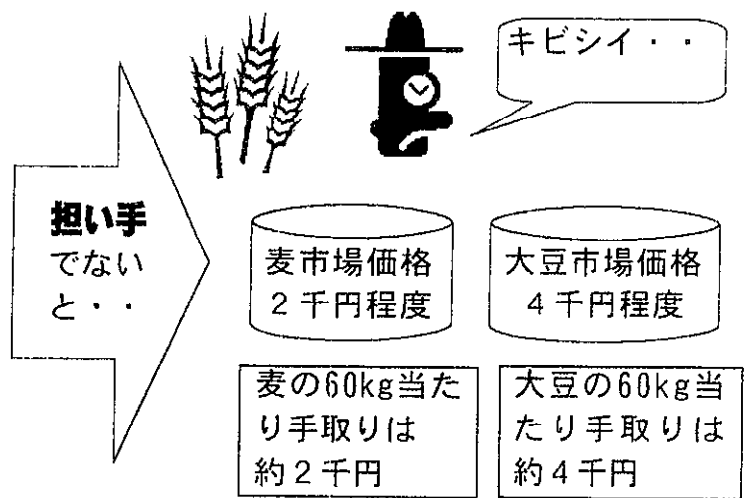
このままでいいの？水田農業経営 ～平成19年度から始まる品目横断的経営安定対策～

平成19年度からの品目横断的経営安定対策は、これまでの全農家を対象としてきた対策を、**担い手**に対象を絞り、経営全体に着目した対策に転換するものとなっています。何も手を講じないと、対策を受けられません。

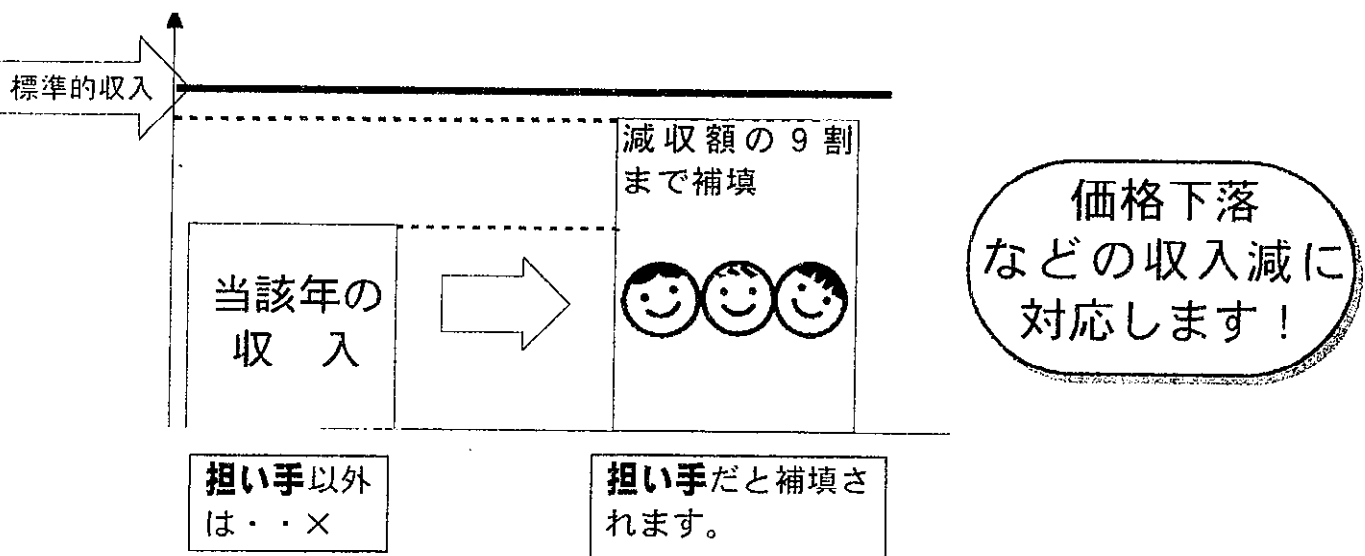
麦・大豆の現在の対策



H19からの対策



また、**米・麦・大豆**の所得補償制度も、**担い手**限定です。(但し拠出金が必要)



拠出金は、
生産者：国＝1：3で積み立てを行い、**お得**です！！

次ページに続く

補てん金の試算

例えば、米を4ha生産する方の場合、(麦大豆作付なし)

標準的収入：価格16,000円/60kg、単収480kg/10a、収入5,120,000円

当該年収入：価格14,400円/60kg、単収480kg/10a、収入4,608,000円
と51万2千円の収入減となったとき

拠出金は、**115,200円**となりますが、補てん金の支払は**460,800円**となり、**345,600円**もお得です！

※標準的収入・当該年収入は、県平均の数字となります。また、上記の数字は試算ですので、金額・単収の設定等は変更されますのでご注意ください。

では、国の示す**担い手**とは・・・



①認定農業者 (農業生産法人含む)
要件：経営規模が4ha以上。

但し、面積要件は特例により緩和されます。市町によって面積が異なります。(2.6haを下限)

②集落営農組織 (任意組織)
要件：経営規模が20ha以上で特定農業団体の要件を満たすこと。

但し、面積要件は特例により緩和されます。市町によって面積が異なります。(10haを下限、また生産調整組織であれば4haが下限)

麦・大豆を作付けしていた方だけでなく、米だけ作付けする方も今後について考える必要があります。この対策を契機として、農政は大きく変わろうとしています。

集落で団結して・・・集落営農を。(機械の共同利用でコスト減、農地の効果的利用等のメリットがあります。)

個人で大規模に行っていくなら・・・認定農業者。

詳しくは、市・町・農協・農業委員会・西部振興局農山村振興部までご相談ください。

～お知らせ～ 遊休農地解消に向けた放牧研修を開催します

『遊休農地解消』のため、牛の放牧による実証展示と

中山間地域の集落営農の取り組みについて見に行きませんか！

日 時：平成18年8月7日(月) 9:00～15:30

場 所：由布市庄内町東吾宝地区、阿蘇野地区

参加料：無料

参加申込先：大分県西部振興局農山村振興部農政班、集落・水田班

TEL：0973-22-2585 FAX：0973-23-2219

